

## 行政財産使用許可条件

(信義、誠実の義務)

第1条 使用者は、使用する物件が市財産であることを常に考慮し、善良なる管理者の注意をもって適正に使用するよう留意しなければならない。

(用途指定)

第2条 使用者は、使用財産を行政財産使用（期間更新）許可申請書に記載した使用目的の用途に自ら供しなければならない。

(使用期間及びその更新)

第3条 行政財産の使用期間及びその更新は次の各号によるものとする。

- 1 使用財産の使用期間は令和6年10月1日以降の使用許可日から令和7年3月31日までとする。
- 2 使用者は、使用開始に向けて、営業者決定日から営業開始日の前日までの期間で使用準備を行えるものとする。具体的な準備期間については、市と協議して決定するものとする。
- 3 使用者は、使用財産の使用期間満了に際し、1年間を上限として使用期間の更新を申請できる。
- 4 使用者が使用財産の使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間満了日の60日前までに、行政財産使用（期間更新）許可申請書を弘前市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(使用料等及びその納入方法)

第4条 使用財産の使用料は年額とする。ただし、使用期間が1年未満であるときは、月割りで計算する。

- 2 電気料金は、毎月の使用量により計算して得た額とする。
- 3 前2項の使用料等は、市長の発行する納入通知書により指定期日までに市に納付しなければならない。

(使用料の改定)

第5条 市長は、使用財産の価格が著しく変動した時、その他正当な理由があると認めるときは、使用料を改定することができる。

(使用財産の維持保存等)

第6条 使用者は、使用財産を常に良好な状態において維持保存するとともに、火災予防に十分注意しなければならない。

- 2 使用者は、使用財産の現状を変更してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(営業時間)

第7条 使用者の営業時間は、岩木山総合公園の開館時間を考慮して、市長の承認を得て定めなければならない。

- 2 休業日の決定にあたっては、前項の同様とする。

(販売物品及び価格)

第8条 使用者が販売する物品及び価格については、市長の承認を得るものとし、改正しようとするときも同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用財産の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用財産の使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 市において公用又は公共の用に供するため使用財産を必要としたとき。
- (2) 使用者が使用財産の使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用者に不正又は非行の事実があったとき。
- (4) 使用者が反社会的勢力に属することが判明したとき。
- (5) 劣悪な衛生状態の放置や公序良俗に反する行為など、使用者の責による理由で市民からの風評が悪化したとき。
- (6) 使用者が指定の期日までに使用料等を納付しなかったとき。
- (7) 使用者が国、県、市税を滞納したとき。
- (8) 使用者が銀行取引の停止もしくは破産等手続きを開始したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消しにより、使用者が損害を受けることがあっても、市はその補償の責を負わない。

(使用料の還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、前条第1項第1号の規定により使用許可を取り消したとき、又は、地震、火災、水害等の災害その他使用者の責によらない理由により使用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用財産の返還)

第12条 使用者は、使用財産の使用期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定する使用財産の使用許可の取消しを受けたときは、使用財産を直ちに返還しなければならない。

(使用財産の原状回復)

第13条 使用者は、前条に規定する使用財産を返還する場合において、使用財産の原状を変更した箇所があるときは、すべて原状に回復しなければならない。但し、市長の承認を得て変更した場合はこの限りではない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、使用者からその費用を徴収することができる。この場合において使用者は、何ら意義を申し立てることができない。

(使用財産の滅失等の報告)

第14条 使用者は、使用財産の全部又は一部が滅失又はき損したときは、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用財産の損害に相当する市の定める金額を市に支払わなければならない。ただし、当該滅失若しくはき損による使用財産を使用者の負担で原状回復した場合は、この限りでない。

2 使用者は、この使用許可に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害額に相当する市の定める金額を市に支払わなければならない。

3 使用者が営業により第三者に与えた損害は、国家賠償法の適用がある場合を除き、使用者の責任とする。

(有益費等の支払い)

第16条 使用者が使用財産に対し、改良費等の有益費、修繕費等の必要費の費用を支出することがあっても市は、その補償の責を負わない。

(除害設備の定期的清掃)

第17条 使用者は排水処理設備（グリストラップ）の清掃を定期的実施しなければならない。

(備品の持込み等)

第18条 使用者が営業に必要な備品等の持込み又は飾り付けその他掲示による内部の美観に関係のある一切の行為をするときは、市長の承認を得なければならない。

(実地調査等)

第19条 市長は、使用財産について、随時に実地調査をし、所要の報告を求めることができる。この場合において、使用者は、その調査を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(疑義の決定)

第20条 この許可条件に関して疑義あるとき、その他使用財産の使用について、疑義あるときは、すべて市長の定めるところによる。

(その他)

第21条 使用者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。